

第三国定住による難民の受入れ事業の対象の拡大等に係る検討会（第7回）

議事概要

日時：平成31年4月19日（金）10:00～11:00

場所：中央合同庁舎第8号館4階416会議室

出席者：別紙のとおり

1. 議事

議論（検討会取りまとめ案について）

2. 配布資料

なし

3. 議事内容

○本検討会の取りまとめ案について、項目ごとに事務局から説明がなされ、続いて有識者・オブザーバーから発言があった

【受入れ対象について】

（事務局）大きな方針として出身国・地域による制限をなくす場合、1回の受入れについての対象国を限定しただけでは、その国に滞在するあらゆる使用言語の難民を受け入れることにもなってしまうため、定住支援での使用言語を2言語程度に絞るため、使用言語等の要件を設ける必要があると思われるが、いかがか

・難民の言語等の属性に鑑みて、受入れ対象を定めるということが理解しやすい文面にすべき

【単身者の受入れについて】

（事務局）有識者からの意見を踏まえつつ、「同じ民俗的・文化的背景等を持つ人々を同一の定住先に複数人まとめて繰り返し受け入れるなど」の配慮を付して記載した

・（特段発言なし）

【家族呼び寄せについて】

（事務局）本検討会における議論を踏まえて修正した

・経済的な面だけではなく、家族として助け合って暮らしていくという意味も含めて相互扶助を要件としているところ、経済的な自立だけが求められているように受け止められないようにすべき

【関係者間のネットワークの構築について】

（事務局）本検討会における議論を踏まえて修正した

・他国のプラクティスについて、互いの強み、弱み、実効性や限界について学びあえる場は、学術研究の世界では非常に多い。実務においても、互いに助け合い、より多くのアジアの国が第三国定住事業に参画するなどの効果も期待される

○事務局から、本日の議論までにまとまった内容について、必要な調整を個別に行った上で、取りまとめに反映し、次回正式な取りまとめを行う旨説明があった

以上

第7回検討会（2019・4・19）出席者

座長 杉山内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

副座長 杉浦外務省総合外交政策局人権人道課長

構成員 新井警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長補佐（※代理）

（関係省庁） 清原警察庁警備局外事情報部外事課長補佐（※代理）

風早総務省自治行政局地域政策課国際室長

磯部法務省入国管理局総務課難民認定室長

川崎財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

新井文部科学省大臣官房国際課海外協力官（※代理）

高橋文化庁国語課長

古館厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

東農林水産省大臣官房国際部海外投資・協力グループ参事官（※代理）

船橋経済産業省通商政策局国際経済課長補佐（※代理）

金井国土交通省総合政策局政策課係長（※代理）

安齋海上保安庁警備救難部国際刑事課国際犯罪捜査第二係長（※代理）

（有識者） 中井 伊都子 甲南大学副学長
明石 純一 筑波大学大学院人文社会科学研究科准教授
石川 美絵子 社会福祉法人日本国際社会事業団常務理事
可部 州彦 特定非営利活動法人難民支援協会定住支援部
就労コーディネーター（明治学院大学教養教育センター
一附属研究所研究員）

オブザーバー

UNHCR国連難民高等弁務官事務所

副代表（法務担当） 川内敏月

法務部法務アソシエイト 宮澤哲

IOM国際移住機関駐日事務所 代表 佐藤美央

RHQアジア福祉教育財団難民事業本部 難民事業本部長 杵渕正巳